

第9章 現状変更等の取扱い

第1節 現状変更等の取扱い方針

本庭園においては、名勝庭園としての本質的価値の保存及び風致景観の保全を前提とし、下記に伴う現状変更等の行為以外は原則として行わない。

発掘調査等各種学術調査

名勝庭園の保護を目的とした保存管理及び修復整備

公開活用上必要な環境及び施設整備

第2節 現状変更等の取扱い留意事項

名勝指定地における現状変更等の取扱いについては、整備の基本方針に基づき検討した結果、指定区域において現状変更等が必要であると認識した際には、申請者が大洲市教育委員会と協議を行うものとし、必要に応じ愛媛県教育委員会及び文化庁と協議を行う。

また、適宜学識経験者等の指導、助言を得るものとし、以下の点を十分に留意して許可申請事務を行う。

【留意事項】

現状変更等の行為を行う際には、文化庁、県、市等の関係機関と協議を行うと共に、適宜学識経験者等の指導、助言を得るものとする。

現状変更等の対象とする範囲は、庭園の風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。

保存管理及び修復整備、公開活用において現状変更等の許可申請対象となる行為は、安全確保を目的としたもの、空間性及び構成要素の適切な保存を目的としたもの、名勝庭園としての保存に係る環境保全を目的としたもの、文化財的価値に則した利活用を目的としたものとする。

修復整備に伴う現状変更等は、発掘調査及び各種学術調査等の成果による歴史的根拠を基本とする。修復整備に伴う土地の掘削や庭園の構造確認のための発掘調査を行う場合は、必要最小限に留めるものとする。

施設整備を行う場合は、庭園の風致景観に十分配慮した規模、形態、色彩、素材とする。

現状変更等を行う場合は、その行為の実施前後の状況及び経過を記録する。

第3節 現状変更等の取扱い基準

現状変更等の許可申請が必要と想定される行為について、取扱い基準と申請区分を整理する。

第1項 現状変更等に係ると想定される行為

現状変更等に係ると想定される行為と許可条件を以下に記載する。なお、名勝の保存に影響を及ぼすおそれのある行為は、その都度、関係機関と協議を行い個別に判断する。

[表 9-1] 現状変更等に係ると想定される行為とその可否、条件

現状変更等に係ると想定される行為	行為の可否、条件
土地の掘削、盛土、切土など、そのほか土地の形状変更	<ul style="list-style-type: none"> 地割修復など保存、活用のための整備及び調査を除き、名勝の価値を損ねることは認めない。
木竹の伐採、抜根、補植	<ul style="list-style-type: none"> 木竹の伐採や抜根は、樹木や根株が構造物や建造物など、名勝及び重要文化財の保存に悪影響を及ぼしている場合や安全性が懸念される場合については認める。 補植については、構造物や建造物など、名勝の保存や景観の保全に影響を及ぼさないことを前提として、名勝の景観形成に資する樹木の更新や補植に限り認める。
構造物の新設、改修、移設又は除却	<ul style="list-style-type: none"> 安全上及び防災上、土地や施設の管理に必要な構造物の改修、移設にあたっては、名勝の価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、名勝の保存状況やその必要性などに応じて判断する。 構造物の除却は、名勝の価値に影響がないよう審議した結果を踏まえて判断する。
建造物の新築、増築、改修、移設又は除却	<ul style="list-style-type: none"> 建造物の新築、増築、改修、移設については、名勝の価値が維持され、景観の保全に配慮された場合においてのみ認める。 建造物の除却は、名勝の価値に影響がないよう審議した結果を踏まえて判断する。
構造物や建造物などの意匠、色彩、材質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 名勝の価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。
公開活用、運営管理に必要な施設の新設、改修、更新、移設又は除却	<ul style="list-style-type: none"> 名勝の保存を前提として、名勝の価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。新設や移設は、その必要性などに応じて判断する。
配線や配管など工作物の設置又は改修	<ul style="list-style-type: none"> 名勝の公開活用、運営管理に必要な地下埋設物（各種ケーブル引き込み、上下水道管敷設など）は、景観に大きく影響しない範囲で認めるものとする。 既設管の位置を基本とするものとし、新設する場合には発掘調査などを行い、遺構の保護に努める。
安全対策、防災、防犯設備の設置又は改修	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存管理、公開活用うえで不可欠な施設（安全対策、防災防火や防犯に伴う設備）の設置、改修については、名勝の価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。

第2項 現状変更等の申請区分

本庭園の保存管理方針に基づき、今後想定される現状変更等に係る行為について、取扱い区分とともに整理した。ただし、行為の程度によっては申請区分が変更となる場合があるため、申請者は大洲市教育委員会と協議を行い、必要に応じ愛媛県教育委員会及び文化庁と協議を行うものとする。

[表 9-2] 現状変更等の申請区分（名勝指定範囲内）

区 分	内 容	想定される行為の例
文化庁長官へ許可申請事務が必要	<ul style="list-style-type: none"> その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（文化財保護法施行令第5条第4項イ～チの規定に該当する行為を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく整備事業、それに伴う発掘調査 地割整備 石組修復 水系整備（給排水機能の改善） 植栽整備（樹木の伐採、枝下ろし、抜根、移植、根回し、補植（樹木、地被類）） 建造物の新設、撤去、改修 建造物の用途変更及び改修、更新、移設、除却 公開活用に伴う施設整備（防災や防犯設備の設置や改修、便益や管理施設などの新設、撤去、改修）
大洲市教育委員会へ許可申請事務が必要	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～チの規定に該当する行為 	<p>イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの</p> <p>ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土 その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）</p> <p>ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）</p> <p>チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</p>
許可申請不要	<ul style="list-style-type: none"> 維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合 	<p>（維持の措置の範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき 名勝の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき（非常災害のために必要な応急措置を執る場合） 非常災害時の建造物や建築物など被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置 立入り禁止柵など安全確保のために必要な工作物の設置
	<p>（文化財保護法第125条第1項、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 庭園内の清掃、設備の保守点検 建造物や建築物などの清掃、保守点検 風倒木、枯死木の撤去、落枝の撤去 樹木の剪定、病害虫防除、草刈（年間管理） 案内板などの内容更新

第4節 構成要素ごとの現状変更等の許可申請事務

前節に整理した現状変更等の許可申請事務について、許可申請を要する行為と許可申請を要しない行為（日常の管理行為）に該当するものを構成要素ごとに具体的に整理した。

なお、許可申請を要しない行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合などについては、前節を参照するものとする。

[表 9-3] 現状変更等の許可申請を要する行為と許可申請を要しない行為

		現状変更等の許可申請を要する行為 (復旧、修理、整備)	現状変更等の許可申請を要しない行為 (日常の管理行為)
本質的価値を構成する要素	地形／地割	<ul style="list-style-type: none"> 表土浸食箇所の地割の復旧 堆積土除去による地割の復旧 土地の掘削を伴う地割修復 石組などの修理、抜根、植栽に伴う掘削、埋め戻し 園路の新設、撤去、改修 修理や整備に伴う発掘調査など 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 表土流出に伴う軽微な補修
	水系	<ul style="list-style-type: none"> 河川の改修 河川の堆積土除去 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 軽微な堆積土除去 流木竹やゴミの撤去
	石／石組	<ul style="list-style-type: none"> 護岸石組、石積の修理、積み直し 石組や景石の修理、据え直し 景石の保存科学的保護措置 砂利敷の交換、追加 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 砂利敷の軽微な追加
	植栽／植生	<ul style="list-style-type: none"> 樹木や地被類の新たな植栽、補植 樹木の移植、根回し 眺望確保や修復を目的とする大きな景観変化を伴う木竹の伐採や枝下ろし 樹木の伐根 石組、構造物、建造物の保護、人身の安全にかかる危険防止を目的とした樹木の伐採 病害虫による罹患の蔓延を防止する目的の樹木の切除や伐採 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 風倒木や枯死木の撤去（伐根を伴わないもの） 年間管理における樹木の整枝剪定、透かし剪定や草刈りなど 地被類の刈込や補植 病害虫の防除対策や施肥 遺構や景観に影響を及ぼす実生木の除去や伐採
	構造物	<ul style="list-style-type: none"> 石造物の修理（石燈籠、井筒、蹲踞、手水鉢など） 石造物の保存科学的保護措置 モルタル割れ補修 構造物の新設、撤去、改修（塀、飛石、舟着場など） 建造物などの修理に伴う足場の設置 保存のために必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 飛石の軽微な不陸調整 樹木支柱や四ツ目垣などの更新 軽微な部分補修
	建造物	<ul style="list-style-type: none"> 修理、補修、耐震補強 用途変更、改修 除却（建築から50年を経過していないものに限る） 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築や増改築 保存のために必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 軽微な部分補修 小規模な壁面などでの同色系、同工法、同材質の塗り替え
	庭園の活用／管理運営に資する要素	<ul style="list-style-type: none"> 標識、説明板、注意札、囲柵などの設置、改修 掘立の人止め柵、杭の新設、改修 案内板、解説板の設置 電気設備の新設や改修 放水銃、消火栓など防災、防犯設備の設置、改修 便益施設などの新設、撤去、改修 トイレ上下水管の新設、更新 管理施設の設置、改修 施設設備に伴う配線及び配管 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 簡易な人止め柵（置式）の設置、部分補修 人止めロープ柵の同材料での更新 設備などの同色系、同工法の小規模な修理 案内板などの内容更新 公開活用設備の更新 公開用仮設設備の設置（イベント用テント、舞台、プレハブ）

第5節 現状変更等の申請以外の届出

第1項 文化庁長官への届出

毀損届：「文化財保護法」第120条の規定（第33条の規定の準用）、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書に関する規則」第6条の規定

名勝の構成要素が毀損した場合は、その事実を知った日から10日以内に届け出なければならない。

復旧届：「文化財保護法」第127条第1項の規定、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則」第1条、第3条の規定

名勝の構成要素について、経年劣化による老朽化部分など、原状に復する修理を行う場合は、着手する30日前までに届け出なければならない。ただし、現状変更等の許可が必要となる行為は除く。なお、届出にかかる復旧が終了した場合には、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

第2項 河川管理者への申請

河川区域内である臥龍の淵の河川部及び蓬莱山の崖地で竹木の伐採などを行う場合などは、事前に河川管理者である国土交通省 大洲河川国道事務所 肱川出張所と協議を行い、許可申請を受ける必要がある。

土地の占有許可申請書：「河川法」第24条

土石等の採取の許可申請書：「河川法」第25条

工作物の新築等の許可申請書：「河川法」第26条第1項

土地の掘削等の許可申請書：「河川法」第27条第1項

第10章 今後の事業計画

第1節 実施計画

本計画で定めた保存活用方針に基づき、抽出した課題を改善するための整備事業を行う。整備事業の実実施計画として、各期の内容を整理する。

第1期計画（実施期間5年）：観覧者の安全対策、主庭の保存活用のための整備

第2期計画（実施期間5年）：臥龍の淵、蓬莱山の保存活用のための整備

第3期計画（実施期間未定）：学術的調査、構成要素の復元検討

第1期計画は実施期間を5年間とし、現状の課題における観覧者の安全対策と主庭、臥龍の淵の保存並びに活用のための整備を行う。観覧者の安全対策については、観覧者に危険が及ぶ可能性のある箇所について、優先的に整備を行う。さらに、地割修復や崖地の堆積土除去、植栽整備、構造物の修理などの保存のための整備を実施する。また、活用のための整備においては、案内板や説明板などの充実や侵入防止柵の見直し、動線計画を行う。

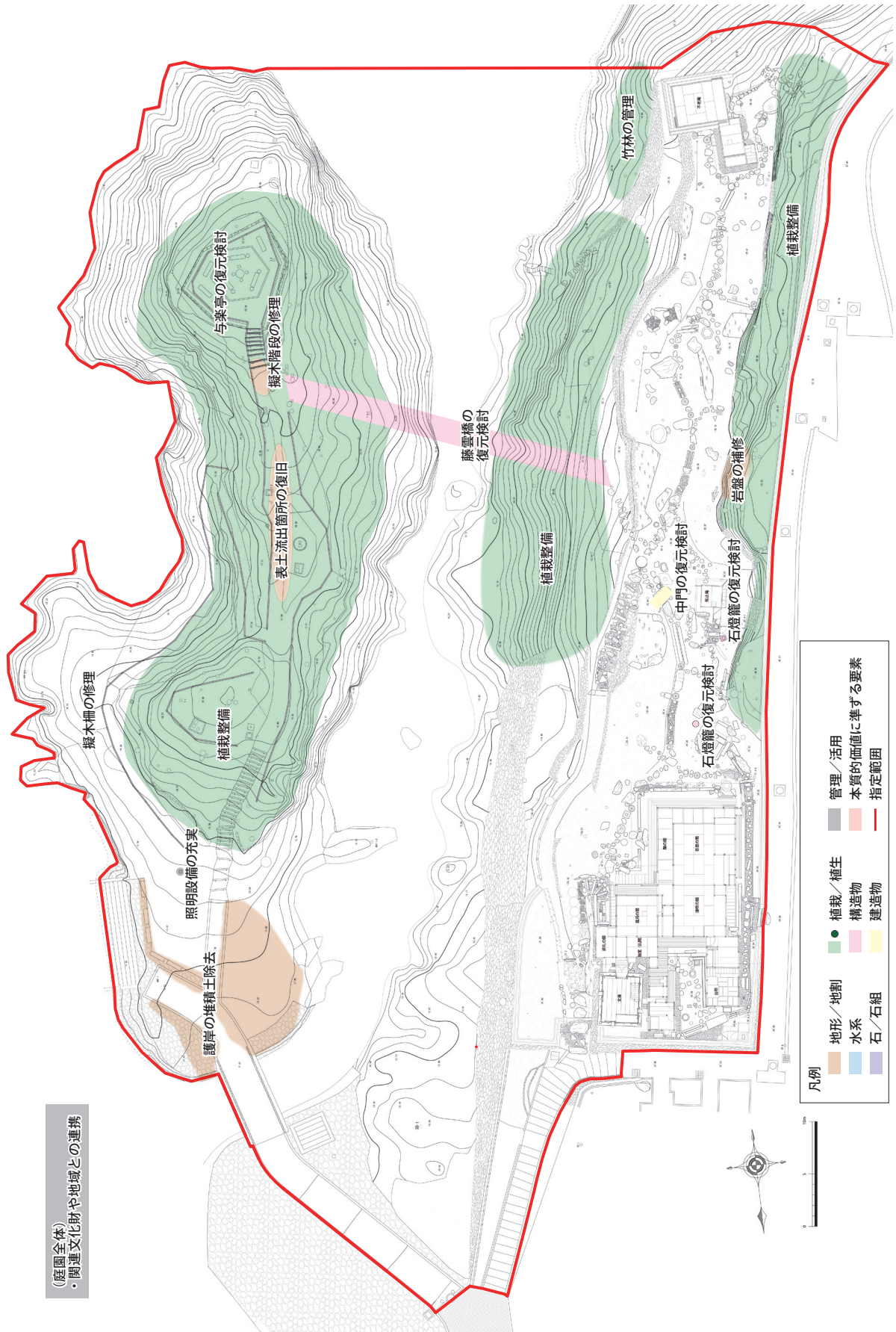
第2期計画は第1期計画終了後、実施期間を5年間として蓬莱山の保存並びに活用のための整備を行う。保存のための整備は地割修復、植栽整備、石垣の修復などを実施する。なお、蓬莱山の植栽整備は長期間をかけて行う必要があり、第3期計画でも継続して行うこととする。活用のための整備では、擬木柵や擬木階段の修理を行い、照明設備の充実を行う。

第3期計画は第2期計画後に実施し、構成要素の復元検討を行う。復元を検討する対象は中門、与楽亭、石燈籠などであり、いずれも古図や古写真に見られ、庭園内に台座や基礎が残っているものもある。なお、復元整備は学術的調査を行い、調査により復元の根拠が明確となった際に行うこととする。

[表 10-1] 工程計画

区分	第1期計画	第2期計画	第3期計画
実施期間	5年間	5年間	未定
本質的価値を保存し顕在化するための修復、整備	主庭 【地形/地割】 表土流出箇所の復旧、排水不良の改善、堆積土除去、ごろた石の補充 【石/石組】 景石の不陸修正、石垣の修復、石積の補強、石組の修理、延段の不陸修正、飛石の不陸修正 【植栽/植生】 支障木や危険木の伐採、剪定、植栽整備、地被類の補植 【構造物】 「路次門」の修復 【建造物】 正門の修復 【本質的価値に準ずる要素】 擬木柵の修理	【地形/地割】 岩盤の補修 【植栽/植生】 植栽整備	【構造物】 石燈籠の復元検討 【建造物】 中門の復元検討
	臥龍の淵 【地形/地割】 堆積土除去 【水系】 流木竹やゴミの対処 【石/石組】 石垣の修復 【植栽/植生】 植栽整備、竹林の管理	【植栽/植生】 植栽整備、竹林の管理 【構造物】 藤雲橋の復元検討	
	蓬莱山 【植栽/植生】 植栽整備	【地形/地割】 表土流出箇所の復旧、護岸の堆積土除去 【植栽/植生】 植栽整備	【建造物】 与楽亭の復元検討
庭園の公開/活用上必要な整備	案内板や説明板などの充実、侵入防止柵の見直し、動線計画、コケの踏圧への注意喚起、関連資産との周遊や情報発信	擬木柵や擬木階段の修理、照明設備の充実、関連文化財や地域との連携	
設計	基本計画/実施設計/工事監理		
調査	発掘調査/立会確認		
委員会	委員会/修理指導		

※計画の内容については、適宜見直すこととする。



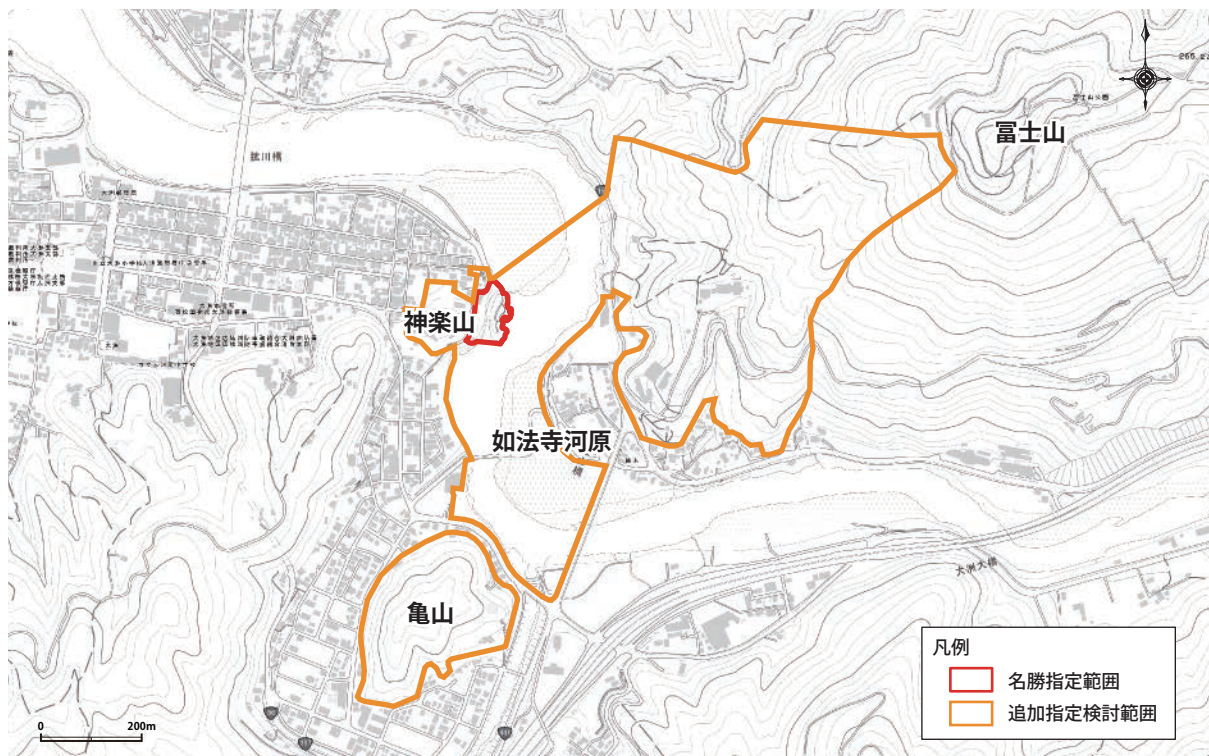
(庭園全体)
・関連文化財や地域との連携

[図10-2] 第2、第3期計画図

第2節 追加指定の検討

令和3年(2021)10月11日に名勝の指定を受けた区域は、臥龍山荘の庭園部分と蓬萊山の範囲である。しかし本庭園は、周辺の眺望を念頭に造営されており、肱川及び富士山や亀山などからなる周辺の景観を大きく取り込んで空間を構成している。

そのため、本庭園の風致景観の保護を図るために不可欠な要素であることから、周辺の景観を指定範囲内の構成要素とともに一体として保護を図る必要があり、将来的に追加指定を検討するものとする。



[図 10-3] 追加指定の検討範囲

第3節 計画の見直しと改訂

本計画に基づいて、名勝の保存管理及び公開活用に取り組み、整備においては整備事業の準備が整った後、第1期計画から順次実施するものとする。

事業計画は第1期計画及び第2期計画を念頭においた計画であるため、第2期計画の事業終了後には新たに発生した課題項目と第3期計画の項目を含め、必要に応じて計画の見直しを行い、継続的に保存修理に取り組む。計画の見直し時には、新たな課題の発生や社会情勢、運営体制などの状況に合わせた実現可能な計画としていく。

なお、自然災害などの予期せぬ事態や緊急を要する復旧が必要となった場合は、その都度事業計画の変更を行うなど、柔軟に対応するものとする。

卷末資料
附 錄
函版目次
参考文献

1. 整備参考史料

藤雲橋、与楽亭



[卷末史料 1] 「伊豫國大洲町市街圖」(臥龍山莊庭園部分 明治 35 年 大洲神社蔵)

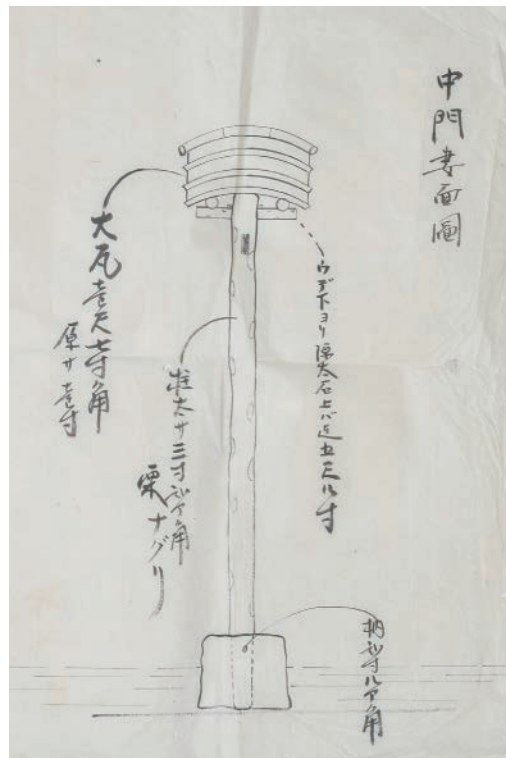


[卷末史料 2] 「大洲十二景」のうち「与楽亭煎茗」
(大正 5 年 市立博物館蔵)



[卷末史料 3] 「大洲臥龍景其一」
(絵葉書 明治 40 年～大正 6 年 個人蔵)

中門



「中門妻面圖」(中野家資料 市立博物館蔵)

2. 名勝指定以降の新規発見史料



〔巻末史料 5〕「(大洲風景) 臥龍ノ全景」(絵葉書 昭和 8～19 年 個人蔵)



〔巻末史料 6〕「大洲八景 臥龍の眺望」
(絵葉書 明治 40 年～大正 6 年 個人蔵)



〔巻末史料 7〕「大洲八景 裏臥龍の朝」
(絵葉書 明治 40 年～大正 6 年 個人蔵)

関係法令（抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物 (指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み

取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び

第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定める

ものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつ

てもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

（地方公共団体の事務）

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形

民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百二十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

- 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

（修理等の施行の委託）

第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

（重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導）

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該

各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
 - 二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。） 当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
 - 三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

（書類等の経由）

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が二十

最終改正：令和 5 年 3 月 23 日政令第 68 号

平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日 文部科学省令第 7 号

- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
- (許可の申請)
- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ば、う、を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は

衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
(昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号)

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日 文部科学省令第 7 号

第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号の処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号)

最終改正：平成 31 年 3 月 28 日 文部科学省令第 7 号

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。
(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日

- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

臥龍山莊管理条例（平成 17 年 1 月 11 日条例第 202 号）

最終改正：令和 2 年 9 月 16 日条例第 27 号

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八十八条又は第二百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第一百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第一百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第一百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、臥龍山莊の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（臥龍山莊の管理）

第 2 条 臥龍山莊の管理は、大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年大洲市条例第 76 号）第 7 条第 1 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 3 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 臥龍山莊の利用の許可に関する業務
- (2) 臥龍山莊の観覧に係る料金（以下「観覧料」という。）及び利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関する業務
- (3) 臥龍山莊の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、臥龍山莊の管理及び運営に必要な業務（観覧等の時間及び休日）

第 4 条 臥龍山莊の観覧及び利用の時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 臥龍山莊の休日は、12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者（指定管理者が臥龍山莊を管理することができないときは市長。次条、第 6 条、第 7 条及び第 9 条（後段を除く。）において同じ。）が必要であると認めるときは、臥龍山莊の観覧及び利用の時間並びに休日を変更することができる。

（入場の制限）

第 5 条 指定管理者は、臥龍山莊の管理上支障があると認める者その他規則で定める者に対し、入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

（利用の許可）

第 6 条 臥龍山莊を撮影、会議等の目的で利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

（利用の制限）

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 臥龍山莊の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 臥龍山莊の管理運営上支障があると認める

とき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者がその利用を不相当であると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、臥龍山荘を許可以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、又は許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損失が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要であると認めるとき。

(観覧料等)

第10条 臥龍山荘を観覧する者(以下「観覧者」という。)にあっては観覧料を、利用者にあつては利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、後納とすることができる。

2 前項の観覧料にあっては別表に定める額を、前項の利用料金にあっては1時間につき1万480円を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入として収受させることができる。

3 指定管理者が臥龍山荘の管理を行うことができないときは、前2項の規定にかかわらず、観覧者にあつては別表に定める額を超えない範囲内において市長が定める観覧料を、利用者にあつては1時間につき1万480円を超えない範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、後納とすることができる。

4 前項本文の場合における次条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(観覧料等の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、観覧料又は利用料金を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第12条 既に納付された観覧料及び利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、臥龍山荘の利用を終了し、又は中止したときは、直ちに利用した施設、設備等を原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 臥龍山荘の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

臥龍山荘管理条例施行規則（平成 17 年 1 月 11 日規則第 142 号）

最終改正：令和 3 年 3 月 1 日規則第 11 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、臥龍山荘管理条例（平成 17 年大洲市条例第 202 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第 2 条 臥龍山荘を観覧し、又は利用する者は、あらかじめ指定管理者（指定管理者が臥龍山荘の管理を行うことができないときは市長。以下同じ。）の許可を受けた場合のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品の販売又は飲食物の提供をしないこと。
 - (2) 広告類を表示し、若しくは掲出し、又は頒布をしないこと。
 - (3) 喫煙、飲食及び火気類の使用をしないこと。
 - (4) 危険物又は動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項
- 2 前項の規定に違反した者に指定管理者は、退出を命ずることができる。

（施設の利用申請等）

第 3 条 条例第 6 条の規定により臥龍山荘を利用しようとする者は、臥龍山荘利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出して許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請書を受理し許可したときは、当該申請書に必要事項を記入の上、申請者に交付しなければならない。

（観覧料等の減免）

第 4 条 条例第 11 条に規定する観覧料又は利用料金を減額し、又は免除する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 大洲市（教育委員会（公民館等）、議会、公平委員会等を含む。）が主催する事業で臥龍山荘を観覧し、又は利用するとき 免除
- (2) 他の行政機関、地方自治体関係者等が公務のため大洲市を訪れ臥龍山荘を視察するとき 免除

(3) 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校が、その教育目的を達成するために利用するとき 免除

(4) 臥龍山荘の周知に有用であると見込まれるとき 免除又は 5 割減額

(5) その他指定管理者が必要と認めたとき 1 割減額から免除まで

2 観覧料又は利用料金の減免を受けようとする者は、臥龍山荘観覧料等減免申請書（様式第 2 号）を指定管理者に提出しなければならない。

（特別の設備の承認及び原状回復）

第 5 条 利用者が臥龍山荘内に特別の設備又は装飾をしようとするときは、第 3 条第 1 項の規定に定める手続の際、その旨を明記し、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者は、前項の規定による設備をしたときは、利用後速やかにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。

（観覧料等の還付）

第 6 条 条例第 12 条ただし書の規定により観覧料又は利用料金の還付を受けようとする者は、臥龍山荘観覧料等還付申請書（様式第 3 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の観覧料又は利用料金を還付することができる場合及び還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他使用者の責によらない理由で観覧又は利用ができなかった場合 全額

(2) 指定管理者の必要により観覧又は利用の許可を取り消した場合 全額

(3) 指定管理者が定める期間内に施設の観覧又は利用の取りやめ又は変更の申出をした場合で、相当の理由があると認める場合 指定管理者がその都度定める額

（その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、臥龍山荘の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

図版目次

写真目次

[巻頭写真 1] 臥龍山荘庭園 臥龍院地区 …… i	[写真 3-24] 臥龍院地区 石垣 …… 42
[巻頭写真 2] 臥龍山荘庭園 知止庵地区 …… i	[写真 3-25] 臥龍院地区の植栽 …… 42
[巻頭写真 3] 臥龍山荘庭園 不老庵地区 …… ii	[写真 3-26] 臥龍院地区 飛石 …… 43
[巻頭写真 4] 臥龍山荘庭園 臥龍の淵 …… ii	[写真 3-27] 臥龍院地区 井筒、釣瓶 …… 43
[写真 2-1] 亀山公園 …… 15	[写真 3-28] 臥龍院地区 見切り垣 …… 43
[写真 2-2] 大洲盆地に発生した雲海 …… 16	[写真 3-29] 臥龍院地区 臥龍院 …… 43
[写真 2-3] 肱川あらし …… 16	[写真 3-30] 知止庵地区 傾斜地、小丘 …… 44
[写真 2-4] 渡河橋（平成 26 年度整備時）… 24	[写真 3-31] 知止庵地区 石組、景石 …… 45
[写真 2-5] 遺構調査の状況 …… 24	[写真 3-32] 知止庵地区の植栽 …… 45
[写真 2-6] 如法寺地区の築堤工事の状況 … 26	[写真 3-33] 知止庵地区 手水鉢、石燈籠… 45
[写真 2-7] 石垣整備前の状況（昭和 59 年頃） …… 30	[写真 3-34] 知止庵地区 知止庵 …… 45
[写真 2-8] 臥龍の淵（昭和 59 年頃）…… 30	[写真 3-35] 知止庵地区 中門跡 …… 46
[写真 2-9] 現在の石垣 …… 30	[写真 3-36] 不老庵地区 平地地 …… 46
[写真 2-10] 石組確認箇所 …… 31	[写真 3-37] 不老庵地区 飛石、景石 …… 48
[写真 2-11] 確認された石組、石積 …… 31	[写真 3-38] 不老庵地区 山燈籠 …… 48
[写真 2-12] 確認された石組 …… 32	[写真 3-39] 不老庵地区 石碑、鯰瓦 …… 48
[写真 2-13] 確認された石積 …… 32	[写真 3-40] 不老庵地区 不老庵（内部）… 48
[写真 2-14] 石組に用いられた意匠的な石材 32	[写真 3-41] 不老庵地区 雪隠跡 …… 49
[写真 2-15] 石組下部 土管周辺の石組 …… 32	[写真 3-42] 崖地 崖地、古道 …… 49
[写真 2-16] 土管 排水口（東より）…… 32	[写真 3-43] 崖地 横井戸 …… 51
[写真 2-17] 土管 取水口（東より）…… 32	[写真 3-44] 崖地の植生 …… 51
[写真 2-18] 土管 取水口（東より）…… 32	[写真 3-45] 崖地 潜龍洞、石垣 …… 51
[写真 2-19] 土管 内部 …… 32	[写真 3-46] 崖地 石燈籠 …… 51
[写真 3-1] アプローチの石段と石垣 …… 35	[写真 3-47] 河川部 臥龍の淵 …… 52
[写真 3-2] 臥龍院東側 …… 35	[写真 3-48] 河川部 舟着場跡 …… 52
[写真 3-3] 臥龍院南側 …… 35	[写真 3-49] 崖地及び石垣 園路、石段 …… 54
[写真 3-4] 臥龍院中庭 …… 35	[写真 3-50] 崖地及び石垣 石垣 …… 54
[写真 3-5] 中門跡 …… 36	[写真 3-51] 崖地及び石垣の植生 …… 54
[写真 3-6] 知止庵前 …… 36	[写真 3-52] 崖地及び石垣 門燈 …… 54
[写真 3-7] 知止庵前の飛石 …… 36	[写真 3-53] 崖地及び石垣 渡河橋 …… 55
[写真 3-8] 知止庵前の蹲踞 …… 36	[写真 3-54] 蓬莱山 島（蓬莱山）…… 55
[写真 3-9] 不老庵地区 …… 37	[写真 3-55] 蓬莱山 植生 …… 57
[写真 3-10] 不老庵 …… 37	[写真 3-56] 蓬莱山 石垣 …… 57
[写真 3-11] 不老庵東側 …… 37	[写真 3-57] 蓬莱山 藤雲橋の親柱（蓬莱山側） …… 57
[写真 3-12] 不老庵西側 …… 37	[写真 3-58] 蓬莱山 舟着場 …… 57
[写真 3-13] 崖地 …… 37	[写真 3-59] 富士山 …… 58
[写真 3-14] 臥龍の淵（南より）…… 38	[写真 3-60] 梁瀬山 …… 58
[写真 3-15] 臥龍の淵（北より）…… 38	[写真 3-61] 亀山 …… 58
[写真 3-16] 船着場跡と石段 …… 38	[写真 3-62] 河内寅次郎の墓所 …… 58
[写真 3-17] 石垣 …… 39	[写真 4-1] 排水不良、地被類の衰退の状況 59
[写真 3-18] 藤雲橋の親柱（主庭側）…… 39	[写真 4-2] 石燈籠への支障木 …… 59
[写真 3-19] 北西方向より見た蓬莱山 …… 39	[写真 4-3] 「路次門」の損傷の状況 …… 60
[写真 3-20] 南東方向より見た蓬莱山 …… 39	[写真 4-4] 正門の損傷の状況 …… 60
[写真 3-21] 臥龍院地区 前庭 …… 40	[写真 4-5] 擬木柵の損傷の状況 …… 60
[写真 3-22] 臥龍院地区 中庭 …… 42	[写真 4-6] 石燈籠の消失 …… 60
[写真 3-23] 臥龍院地区 築山 …… 42	[写真 4-7] ごろた石の消失 …… 62
	[写真 4-8] 延段の不陸 …… 62

[写真 4-9] 崖地の岩盤風化の状況 …………… 64
 [写真 4-10] 崖地樹木の高木化の状況…………… 64
 [写真 4-11] 土砂堆積の状況…………… 64
 [写真 4-12] 流木竹やゴミ堆積の状況…………… 65
 [写真 4-13] 石垣の損傷の状況…………… 65
 [写真 4-14] 樹木や竹林の繁茂の状況…………… 65
 [写真 4-15] 藤雲橋跡…………… 65
 [写真 4-16] 表土流出の状況…………… 66
 [写真 4-17] 表土流出による配管露出の状況 66
 [写真 4-18] 護岸の流木竹や土砂堆積の状況 66
 [写真 4-19] 土砂堆積の状況…………… 66
 [写真 4-20] 臥龍山荘駐車場…………… 71
 [写真 4-21] 大洲まちの駅あさもや…………… 71
 [写真 4-22] 名勝の標識…………… 75
 [写真 4-23] 順路案内板…………… 75
 [写真 4-24] 庭園入口の案内板…………… 76
 [写真 4-25] 順路案内板…………… 76
 [写真 4-26] 知止庵の音声ガイド…………… 76
 [写真 4-27] 「潜龍洞」の解説板 …………… 76
 [写真 4-28] 大洲市指定名勝の標識…………… 77
 [写真 4-29] 蓬莱山より西を望む…………… 77
 [写真 4-30] 蓬莱山より不老庵を望む…………… 77
 [写真 4-31] 蓬莱山より南を望む…………… 77
 [写真 4-32] 照明の傾倒…………… 78
 [写真 4-33] 侵入防止柵設置の状況…………… 78
 [写真 4-34] 踏圧によるコケの消失、育成不良
 …………… 78

史料目次

[史料 2-1] 「(大洲風景) 臥龍ノ全景」…………… 28
 [史料 2-1-2] 史料 2-1 白樺 1 部分拡大 …… 28
 [史料 2-1-3] 史料 2-1 白樺 2 部分拡大 …… 28
 [史料 2-2] 「伊豫國大洲町市街圖」に描かれた
 与楽亭 …………… 28
 [史料 2-3] 「大洲十二景図」に描かれた与楽亭
 …………… 28
 [史料 2-4] 「大洲八景 臥龍の眺望」…………… 29
 [史料 2-4-2] 史料 2-4 白樺 1 部分拡大 …… 29
 [史料 2-4-3] 史料 2-4 白樺 2 部分拡大 …… 29
 [史料 2-5] 「大洲八景 裏臥龍の朝」…………… 30
 [史料 2-5-2] 史料 2-5 白樺部分拡大 …… 30
 [史料 4-1] 藤雲橋の架線 …………… 65
 [史料 6-1] 「大洲八景 臥龍の眺望」…………… 81
 [史料 6-2] 「水郷大洲 臥龍の深淵」…………… 81
 [巻末史料 1] 「伊豫國大洲町市街圖」…………… 108
 [巻末史料 2] 「大洲十二景」のうち「与楽亭煎
 茗」…………… 108
 [巻末史料 3] 「大洲臥龍景其一」…………… 108
 [巻末史料 4] 「中門妻面圖」…………… 109
 [巻末史料 5] 「(大洲風景) 臥龍ノ全景」… 109

[巻末史料 6] 「大洲八景 臥龍の眺望」… 109
 [巻末史料 7] 「大洲八景 裏臥龍の朝」… 109

図目次

[図 1-1] 大洲市位置図 …………… 2
 [図 1-2] 臥龍山荘庭園位置図 …………… 2
 [図 1-3] 対象範囲位置図 …………… 3
 [図 1-4] 名勝指定範囲 …………… 3
 [図 1-5] 重要文化財指定建造物の配置図 …… 7
 [図 1-6] 関連計画との位置づけ …………… 8
 [図 2-1] 地形図 …………… 12
 [図 2-2] 地質図 …………… 13
 [図 2-3] 臥龍山荘及び亀山公園周辺の植生図 14
 [図 2-4] 肱川植生図 …………… 15
 [図 2-5] 大洲市の年間降水量及び平均気温の平
 年値 …………… 16
 [図 2-6] 大洲市都市計画図 …………… 17
 [図 2-7] 河川区域図 …………… 18
 [図 2-8] えひめ土砂災害情報マップ …… 18
 [図 2-9] 周辺の関連文化財分布図 …………… 19
 [図 2-10] 臥龍山荘庭園の整備箇所…………… 25
 [図 2-11] 緊急治水対策工事箇所…………… 27
 [図 2-12] 緊急治水対策工事の進捗状況 如法
 寺地区…………… 27
 [図 2-13] 緊急治水対策工事の進捗状況 柚木
 地区…………… 27
 [図 2-14] 建物規模推測図…………… 28
 [図 2-15] 与楽亭建物規模推測図…………… 29
 [図 2-16] 不老庵南西部 調査成果…………… 31
 [図 3-1] 地区区分図 …………… 34
 [図 3-2] 臥龍院地区の主要な構成要素図 …… 41
 [図 3-3] 知止庵地区の主要な構成要素図 …… 44
 [図 3-4] 不老庵地区の主要な構成要素図 …… 47
 [図 3-5] 崖地の主要な構成要素図 …………… 50
 [図 3-6] 臥龍の淵の主要な構成要素図 …… 53
 [図 3-7] 蓬莱山の主要な構成要素図 …… 56
 [図 3-8] 庭園と眺望の位置関係図 …………… 58
 [図 4-1] 臥龍院地区における主要な課題位置図
 …………… 61
 [図 4-2] 知止庵地区における主要な課題位置図
 …………… 62
 [図 4-3] 不老庵地区、崖地における主要な課題
 位置図 …………… 63
 [図 4-4] 臥龍の淵、蓬莱山における主要な課題
 位置図 …………… 67
 [図 4-5] 消防設備配置図 (臥龍院、文庫) …… 68
 [図 4-6] 消防設備配置図 (知止庵)…………… 68
 [図 4-7] 消防設備配置図 (不老庵)…………… 68
 [図 4-8] 避難経路図 (主庭)…………… 69
 [図 4-9] 近隣駐車場位置図 …………… 72

[図 4-10] 現状の公開動線（臥龍院内） …… 75	[表 2-3] 臥龍山莊庭園の整備履歴 …… 25
[図 4-11] 現状の公開動線（主庭） …… 76	[表 3-1] 臥龍院地区の主要な構成要素 …… 40
[図 4-12] 現状の公開動線（蓬萊山） …… 77	[表 3-2] 知止庵地区の主要な構成要素 …… 44
[図 4-13] 管理及び運営体制図 …… 79	[表 3-3] 不老庵地区の主要な構成要素 …… 46
[図 6-1] 避難経路図検討案（臥龍院地区） …… 85	[表 3-4] 崖地の主要な構成要素 …… 49
[図 7-1] 管理及び運営体制組織図 …… 89	[表 3-5] 臥龍の淵の主要な構成要素 …… 52
[図 8-1] 整備箇所 …… 96	[表 3-6] 蓬萊山の主要な構成要素 …… 55
[図 10-1] 第 1 期計画図 …… 103	[表 4-1] 近隣駐車場情報 …… 71
[図 10-2] 第 2、第 3 期計画図 …… 104	[表 4-2] 観覧者数一覧 …… 73
[図 10-3] 追加指定の検討範囲 …… 105	[表 4-3] 植栽管理の年間スケジュール …… 79
	[表 9-1] 現状変更等に係ると想定される行為と その可否、条件 …… 98
表目次	[表 9-2] 現状変更等の申請区分 …… 99
[表 1-1] 重要文化財指定建造物 各棟の詳細 …… 7	[表 9-3] 現状変更等の許可申請を要する行為と 許可申請を要しない行為 …… 100
[表 1-2] 策定委員会経過内容 …… 11	[表 10-1] 工程計画 …… 102
[表 2-1] 関連文化財一覧 …… 20	
[表 2-2] 臥龍山莊庭園の略年表 …… 22	

参考文献

- ・大洲市教育委員会社会教育課編『大洲市重要文化財 第一次指定候補調書』（昭和 31 年（1956）8 月発行）
- ・重森三玲『日本庭園史大系 江戸中末期の庭（二）25 巻』（昭和 47 年（1972）発行）
- ・大洲市教育委員会『大洲市碑録 先覚者墓碑記念碑 第一集』（昭和 56 年（1981）3 月発行）
- ・小西定行『ふるさとの歩み』（昭和 57 年（1982）発行）
- ・（財）愛媛県文化振興財団『肱川 人と暮らし』（昭和 63 年（1988）発行）
- ・大洲市教育委員会『大洲市文化財調書集』（平成元年（1989）4 月発行）
- ・黒川紀章『花数寄 伝統的建築美の再考』（平成 3 年（1991）7 月発行）
- ・愛媛県教育委員会文化財保護課『愛媛の文化財』（平成 5 年（1993）3 月）
- ・大洲市誌編纂会『増補改訂大洲市誌 上巻』（平成 8 年（1996）発行）
- ・日本庭園鑑賞会『伊予路の庭園 愛媛文化双書 47』（平成 8 年（1996）8 月発行）
- ・愛媛県教育委員会『愛媛県の近代和風建築 - 近代和風建築総合調査報告書 -』（平成 18 年（2006）発行）
- ・矢ヶ崎善太郎「伊予の大工・中野寅雄の事績について：大洲市立博物館蔵「中野家資料」を通して」（2007 年度学術講演梗概集）
- ・愛媛県大洲市『水郷の数寄屋 臥龍山莊』（平成 24 年（2012）3 月発行）
- ・矢ヶ崎善太郎「臥龍山莊の造営体制と大工・中野寅雄：「京風」の写しと伝播について」（2012 年度学術講演梗概集）
- ・文化庁文化財部記念物課『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』（平成 24 年（2012）6 月発行）
- ・小林章『続・石と造園 100 話』（平成 29 年（2017）4 月発行）

名勝臥龍山莊庭園保存活用計画書

令和6年3月

発行／著作 大洲市教育委員会

愛媛県大洲市大洲 690 - 1

編 集 株式会社 環境事業計画研究所

京都府京都市上京区多門町 440 - 6